



新見南中学校 学校だより キラメキ

教育目標

希望ある未来を切り拓く生徒の育成

令和 6 年 6 月 28 日 (金) 第 9 号 文責 千原 隆

1 学期がスタートしてあっという間に7月を迎えます。今年は例年より遅れて梅雨入りし暑い日が続きました。その中で、各学年とも様々な行事を終え始業式の姿と比較すると一回り成長したように感じます。長期の夏季休業を利用して、普段の授業日では経験できない「地域活動・行事」に参加してみてもはどうでしょうか。今から計画を立てていきましょう。

SNS を介した犯罪被害の防止に向けて(危険性について)

SNS を介して色々な問題が発生しています。SNS は自らの表現ができる場であったり、交友関係が広がったりと多くの利点があります。しかし、問題点も多くもっています。「プロフィールの作成」「文書公開」「コメント」や「いいね」を付与、「写真や動画の公開」「友人紹介」などの機能が**誹謗中傷**や**いじめの温床**になっています。

最近起きた事件で「北海道転落殺人」のニュースには、とても驚かされました。被害者と加害者との接点は SNS だけでした。トラブルの原因は、逮捕された16歳の少女が SNS に載せた写真を被害者が無断で使用したことでした。この事件から私たちが考えないといけないこと(実行すること)は、SNS に写真等を本人の了解もなく無断でアップしないこと。一度出回ると回収が不可能(デジタルタトゥー)であることから大人(保護者)も含め十分に気を付けたいです。では、犯罪被害を防止するためにはどうしたらよいのでしょうか。まずは、子どもに直接かかわる私たち大人が「賢く安全に使うための知識・知恵を教える」や「学校や家庭におけるルールづくり」が必要です。具体的には、正しい操作方法(基礎知識)の習得、過去の具体的なトラブルから学ぶこと、子どもとじっくりと話し合いながら、正しく活用させることが大切です。

個人への脅迫行為、性犯罪被害、待ち伏せ・付きまとい等のトラブルも年々増加しているようです。それだけに日常、頻繁に利用しているということでしょう。このような実態から今まさに学校、家庭、地域で、子どもと一緒に犯罪に巻き込まれないように解決策を考えないといけない時です。

「岡山県警察本部との相互連携制度に関する協定書」【第 5 条】により学校が警察署に相談または連絡する事案が取り決められています。SNS に関する被害にあった場合、学校に連絡してください。その内容によっては新見警察署の生活安全課に相談します。その際大切になってくるのが証拠となるスクリーンショット等の画面、相手のアドレス等が乗っている画面が必要になります。これから夏季休業を迎えますが SNS の活用には十分な注意喚起をお願いします。